

鳥取県告示第 968 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年1月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成19年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こども未来ネットワーク
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
渡部 万里子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市宮川町188-9
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、子どもたちの体験活動や社会参画の機会の拡充を図るとともに、それを支える基盤作りをすすめていき、子ども自身や地域の関係団体の活動の支援、子どもに関する文化事業及び広報啓発活動をおこない、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
役員任期